不燃化特区制度
老朽建築物除却助成　提出書類一覧表

◎承認申請書は必ず**除却工事の着手前**までに提出し、その後、**承認通知書を受けてから工事に着手**して下さい。
なお、**当該除却工事に着手後の受付は一切できません**ので、本助成金を受けて建物の除却工事を予定している方はお早めにご相談下さい。

・○印の書類等は、必ず添付して下さい。△印の書類等は、場合により添付を要しますのでお問い合わせ下さい。
　その他、必要に応じて上記以外の書類等の提出を求めることがあります。

・承認申請時の必要書類一式をＡ４紙ファイルで綴じて下さい。ファイルの色は何色でも構いません。
　図面等はＡ３判で作成し、Ａ４判に折り、下記の番号順に綴じて下さい。
　紙ファイルの表紙と背表紙に「○○邸老朽建築物除却助成」など、タイトルを記入して下さい。

・**《注意》本事業と補助対象が重複する他の補助制度との併用はできません。**事前にご確認ください。

①承認申請時の必要書類（申請書を提出する前に、**必ず事前相談**を行ってください）

提出	書類・図面等の名称	説　　　明	確認欄
○	1．建築物の整備等承認申請書	（第１号様式）	
○	2．見積書	除却工事の見積書（内訳有）	
○	3．案内図	１／1,500程度の近隣状況が分かる案内図に助成対象地を示したもの （方位を明記して下さい）	
○	4．現況配置図	既存建物の位置、外構周りの除却内容（構造、規模等を含む）が判るもの 敷地の求積、道路の幅員・接道長さを記入（写真方向を明記して下さい）	
○	5．既存建物の平面図	各階平面図（各階の床面積・延べ面積を明記したもの、手書き可）	
○	6．写真	建物とその周辺がわかる写真（２方向以上） 建物及び門、塀等、除却物がある場合はその構造、規模等がわかる写真 内観写真（各部屋１枚程度）　※写真はＡ４用紙に数枚をまとめて印刷して下さい	
○	7．既存建物の登記簿謄本（原本）	法務局で申請取得したもの（発行後３ヵ月以内のもの） （インターネットを利用して登記確認したものは不可） 未登記の場合は、建築年月日と建物所有者を証明するもの（固定資産評価証明書及び家屋課税台帳又は家屋名寄帳の写し）	
○	8．土地の登記簿謄本（原本）	法務局で申請取得したもの（発行後３ヵ月以内のもの） （インターネットを利用して登記確認したものは不可）	
○	9．地方税（区民税）の納税証明書	住民税を滞納していないことを証明するもの（**前年度**の納税証明書の原本） （発行後３ヶ月以内のもの、年税額全てが完納している（未納額がない）もの） 法人の場合は法人都民税・法人事業税の納税証明書、非課税者の場合は非課税証明書	
○	10．建築物の整備等助成金に係る消費税仕入税額控除確認書	（第14号様式）	
△	11．除却に関する承諾書	土地・既存建物が申請者の所有でない場合、若しくは土地・既存建物を共有する方がいる場合に所有者（共有者）の承諾が必要です	
△	12．会社の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	中小企業の事業者が、会社の名義で除却する場合に必要です （発行後３ヶ月以内のもの）	
△	13．住民票（写し）の原本又は戸籍謄本の原本	既存建物の所有者が、申請者の２親等以内の親族等である場合に必要です （発行後３ヵ月以内のもの）	
△	14．委任状（権限の委任）	助成金の申請・請求・受領に関する一切の権限を委任するもので、権利者が複数に渡る場合に必要です（委任状に押印する印鑑は**実印**を使用し、**印鑑証明書**（発行後３ヵ月以内のもの）を一緒に添付して下さい）	
△	15．委任状（申請手続きの委任）	この助成の手続きを、申請者が別の方に委任する際に必要です	
△	16．申請者ご本人様確認書類の写し	マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等の写し （申請者が法人の場合は提出不要）	
△	17．その他必要書類	既存建物が相続登記されていない場合は、法定相続人を確認する書類（遺産分割協議書の写し、又は、被相続人の出生から死亡するまでの連続した戸籍謄本が必要です） この他に必要書類がある場合は、相談の上ご案内します	

裏面につづく

②工事着手時の必要書類

提出	書類・図面等の名称	説　　　　　　明	確認欄
○	1．工事着手報告書	（第４号様式） 除却工事着手後、10日以内に提出して下さい	
○	2．除却工事の契約書写し	解体業者との契約の意思確認ができる書類 （印紙の貼付が確認出来るもの）	

③除却内容変更時の必要書類

○	1．変更申請書	（第５号様式） 除却対象建築物等が承認申請時と大きく異なる場合に必要です	

④工事完了時の必要書類

○	1．建築物の整備等完了報告書	（第８号様式） 除却工事完了後、速やかに提出して下さい （除却工事完了後、現場完了検査を行います）	
○	2．除却後の整地写真	除却前の写真と同じ方向で撮影したもの ※写真はＡ４用紙に数枚をまとめて印刷して下さい	

⑤交付申請時の必要書類（建物滅失登記が終了次第、速やかに提出して下さい）

○	1．建築物の整備等助成金交付申請書	（第９号様式）	
○	2．管理に関する誓約書	（第10号様式）	
○	3．請求書及び領収書の写し	除却工事に係る請求(内訳共)及びそれに対する支払いを証するもの （印紙の貼付が確認出来るもの）	
△	4．その他必要書類	この他に必要書類がある場合は、相談の上ご案内します	

⑥助成金請求時の必要書類

○	1．助成金交付請求書	（第13号様式）	
○	2．口座振替依頼書	法人の場合は押印して下さい	